 行政書士法人シグマ

運輸法務ご説明資料

取扱業務 一 運輸法務

一般貨物自動車
運送事業

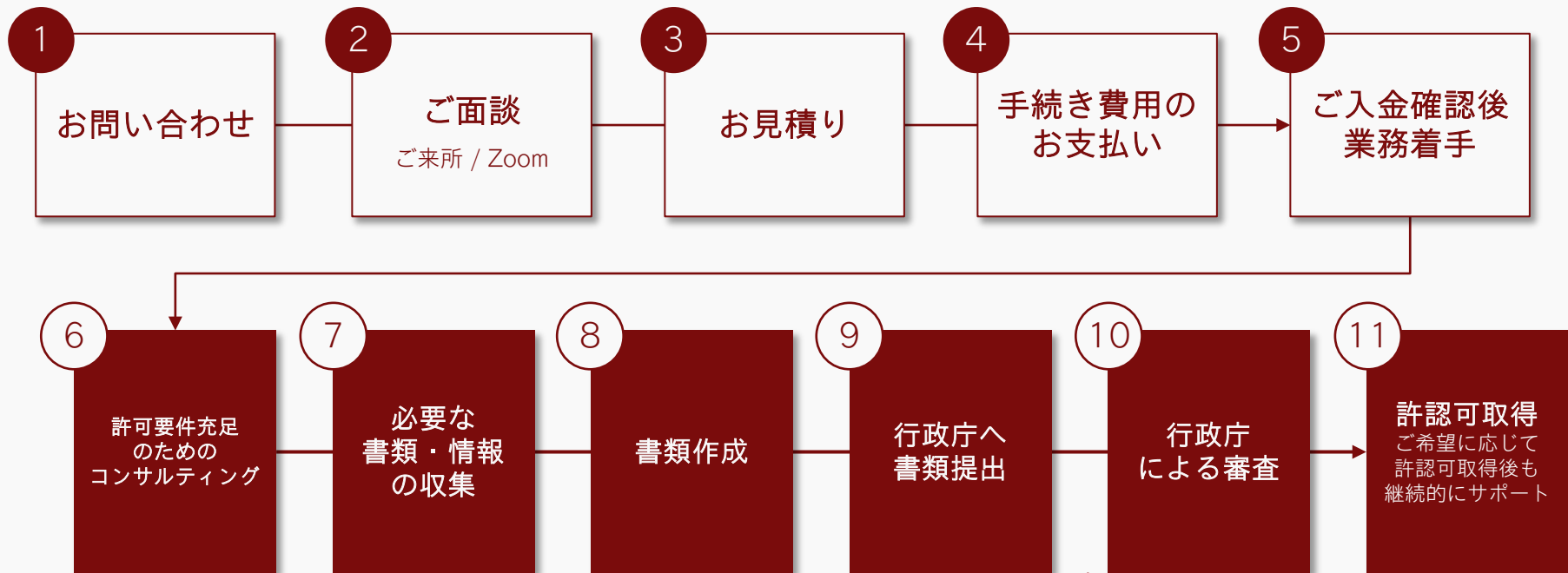
第一種貨物利用
運送事業

倉庫業

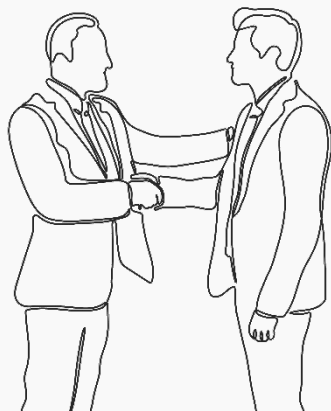
第二種貨物利用
運送事業

- ▶ 貨物軽自動車運送事業（軽トラック運送）
- ▶ 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク認定）
- ▶ 運転者職場環境良好度認証制度（ホワイト経営認証）
- ▶ 物流効率化法に基づく「物流効率化計画」認定
- ▶ 自家用自動車有償貸渡業（レンタカー）
- ▶ 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）
- ▶ 一般乗用旅客自動車運送事業（介護タクシー）
- ▶ 運送業の巡回指導対応、監査対策対応
- ▶ その他各種の変更、事業報告・事業実績報告手続き
- ▶ 自家用自動車有償貸渡事業 新規許可（レンタカー）

お手続きの流れ



こんな事業者様に選ばれています



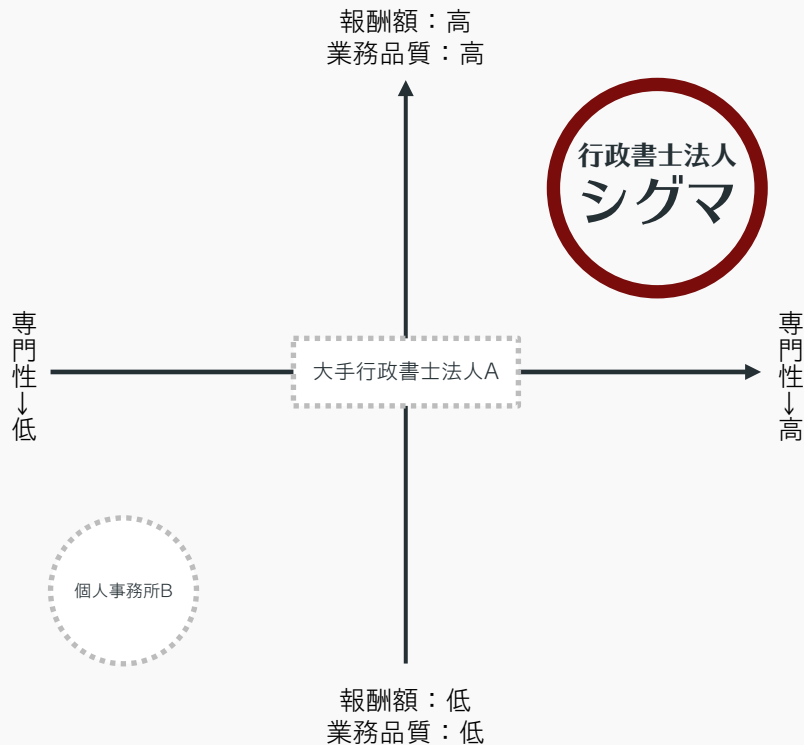
- ビジネスの根幹である許認可に関する手続きは
しっかりとした **実績のある専門家** に依頼したい
- 「安かろう悪かろう」ではなく、**適正な業務を適正な報酬額** で
依頼したい
- **適法** に事業を行いたい
- ビジネスパートナーとして **対等な付き合い** ができる専門家を探
している
- 手続きの難易度が高く、扱える **行政書士が見つからない**

行政書士法人シグマの特徴



1. **豊富な申請実績**があるから、お客様に余計な手間をかけたり、遠回りをさせません。
 - 必要な日数を正確に判断し、適切な許認可取得スケジュールを構築することができます。
 - 障害になりうる点を事前に察知し、早い段階から対応することができます。
 - 正確な書類作成・書類収集を行えるので、最短距離で許認可を取得することができます。
 - 許認可を取得したあとのことまで考えたコンサルティングを行うことができます。
2. 専門特化の行政書士事務所ならではの**豊富なノウハウ**でお客様をサポートします。
3. お客様を不安にさせない**素早いレスポンス**・**こまめな進捗報告**・**情報共有**を徹底しています。
4. 「真面目過ぎる」と言われるほど真面目に**お客様の適法営業**に向き合います。
5. 信頼できる**専門家ネットワーク**でお客様の幅広い問題を解決できます。
6. 高難易度案件については**全国対応**可能。

他の行政書士事務所との比較



シグマの強み

- 高度な専門性
- 豊富な申請実績
- 高い精度の書類作成
- 素早いレスポンス
- 丁寧な対応
- 高い順法意識
- スタッフ全員が行政書士登録者
- 専門家ネットワークで専門外の課題も解決可能

申請実績 | 運輸法務（一般貨物）

		地域	業種	申請内容	
株式会社T	▶	石油元売事業会社子会社	東京	一般貨物	新規許可
株式会社Y	▶	日刊紙発行新聞社子会社	東京	一般貨物	新規許可
株式会社Y	▶	海上コンテナ輸送会社	神奈川	一般貨物	新規許可
M株式会社	▶	建設資材輸送会社	東京・埼玉他	一般貨物	分割認可
P株式会社	▶	大手建設会社子会社	神奈川	一般貨物	分割認可
株式会社Y	▶	霊きゅう運送	神奈川	一般貨物	譲渡譲受認可
株式会社A	▶	食品輸送会社	埼玉・神奈川他	一般貨物	変更認可
M株式会社	▶	総合物流会社	神奈川・千葉	一般貨物	変更認可
有限会社K	▶	建設資材輸送会社	神奈川	一般貨物	法務顧問
有限会社T	▶	建設資材輸送会社	神奈川	一般貨物	Gマーク申請コンサル

・・・その他実績多数

申請実績

運輸法務（貨物利用運送・倉庫）

		申請内容	業種
株式会社S	▶	倉庫業 新規登録	自動車部品輸送会社（茨城）
H株式会社	▶	倉庫業 新規登録	ECサイト運営会社（東京）
株式会社A	▶	倉庫業 新規登録	建設会社（福島）
E株式会社	▶	倉庫業 基準適合	物流不動産開発会社（東京・千葉・愛知他）
I株式会社	▶	物流総合効率化法 計画認定	※物流総合効率化法に係る申請手続き
株式会社B	▶	一種貨物利用運送 新規登録	物流プラットフォーム事業運営会社（東京）
T株式会社	▶	一種貨物利用運送 変更登録	総合物流会社（東京）
M株式会社	▶	二種貨物利用運送 新規許可	財閥系総合商社物流子会社（東京）
有限会社T	▶	二種貨物利用運送 新規許可	建設資材輸送会社（神奈川）
T株式会社	▶	利用運送・倉庫 法務顧問	東証一部上場会社（全国）

・・・その他実績多数

報酬額表

- 主な業務の報酬額の目安は以下の通りです。個別のケースで報酬額は変動いたします。
- 交通費、郵送費、登録免許税、出張費などの実費は別途頂戴いたします。ご了承ください。

一般貨物自動車
運送事業許可申請

770,000 円~

第一種貨物利用
運送事業登録申請

165,000 円~

第二種貨物利用
運送事業許可申請

275,000 円~

倉庫業登録申請

495,000 円~

上記以外の業務については当法人のホームページを御覧ください。 <https://sigma-office.jp/>

わたしたちについて

設立

2015年8月18日

武蔵小杉オフィス
(事務集中センター)

神奈川県川崎市中原区新丸子町760番地2 ヴィラ・タルタルーガ502
TEL : 044-322-0848 / FAX : 03-6800-3604

都庁前オフィス

東京都新宿区西新宿三丁目2番9号 新宿ワシントンホテルビル本館2階
TEL : 03-5843-8541 / FAX : 03-6800-3604

代表者

阪本 浩毅 (行政書士/代表社員)、泉谷 守信 (行政書士/代表社員)

所属行政書士人数

4名


事業内容

観光業、運輸業、古物商の許認可法務に関するコンサルティング、申請代行





運輸法務・観光法務を中心に
わかりにくく面倒な行政手続きを
職人集団が全力でサポートすることで
事業の健全な発展を実現いたします。

 行政書士法人シグマ

